

予算審査特別委員会 第2号

令和3年3月15日（月曜日）

○議事日程

- 1 議案第 1号 令和3年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 木村輔宏君 | 2番 | 逢見輝続君 |
| 3番 | 真貝政昭君 | 4番 | 寶福勝哉君 |
| 5番 | 梅野史朗君 | 6番 | 高野俊和君 |
| 7番 | 岩間修身君 | 8番 | 山口明生君 |
| 9番 | 工藤澄男君 | 10番 | 堀清君 |

○欠席委員（0名）

○出席説明員

町	長	貞村英之君
副町	長	佐藤昌紀君
教育	長	石川忠博君
総務課	長	松尾貴光君
総務課	主幹	佐藤亘君
町民課	長	五十嵐満美君
保健福祉課	長	和泉康子君
産業課	長	細川正善君
建設水道課	長	高野龍治君
会計管理者		白岩豊君
教育次長		本間克昭君
財政係	主査	湯浅学君

○出席事務局職員

事 務 局 長 三 浦 史 洋 君
議 事 係 長 澤 口 達 真 君

開議 午後 0時57分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま出席委員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時57分

再開 午後 0時59分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号ないし議案第6号

○委員長（岩間修身君） それでは、令和3年度古平町一般会計予算から始めます。歳入歳出予算事項別明細書、歳出から質疑を行います。

予算書の70ページ、71ページ、1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、72ページから85ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（梅野史朗君） ページ75です。14節の工事請負費ですが、中心拠点再生地区整備工事請負費、これの数字がこちらの説明書を見ますと恵比須小路線9,166万、それから道の駅建設で8,406万となっております。道の駅建設に係る経費については、これ何の分か聞きたいのですが。

○総務課長（松尾貴光君） 用地造成工事でございます。

○5番（梅野史朗君） 場所的には庁舎の跡ですよ。これ庁舎を解体してからというふうな感じではなかったのですか。

○総務課長（松尾貴光君） この土留めの場所につきましては、現在のゲートボール場のところ、工事をするに当たって土が崩れるのを防ぐための土留め工を行う予定でおります。

○6番（高野俊和君） 77ページの企画費の中の空き家対策支援業務委託料と、その下の特定空家等緊急安全措置業務委託料なのですが、今年雪が多くて、予算が大体去年と同じ予算なのですが、大変苦勞されていると思いますけれども、空き家で自分で管理していないとか、連絡

の取れないというような空き家は、おおむねでいいですけども、全体でどのくらいあるでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 今般大雪でしたので、空き家を調べるのにちょうどいい時期だなということで職員数日かけて町内回りました。空き家と思われるような建物、まだはっきり分かりませんが、おおよそ170軒という数までは把握しております。そのうち相続関係が分からないものというのは、まだ調べ切れておりませんので、その分の答えについては答弁できないということで理解していただければと思います。

空き家対策支援業務の委託料ってどういうことをやっているのかというのは、前回、前々回ですか、お答えしたとおり、相続人を探すための行政書士にお願いしている部分の経費でございます。緊急安全措置の業務委託料というのは、どうしても何か手を加えなければ壊れるだとか、危険だとかというときに対策する予算を持っておかないと、今回の大雪の経過を見ていたら大変ではないかということで20万計上させていただいております。

○6番（高野俊和君） 冷水橋の下の開発局の向かい側の歩道に通行止めの看板がされておりますけれども、あれは古平町で建てた通行止めの看板なのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 道路管理者である北海道が危険だと判断すれば道路は止めます。

○9番（工藤澄男君） 77ページ、18節の負担金、補助及び交付金の中で町おこし振興事業補助金とありまして、説明資料の62ページにもその他の事業の概要ということで載っております。説明資料のほうを見ますと、まちおこし振興事業という文言の下に括弧でもって町内会連合会運営事業を統合と書いてあるのですけれども、この意味はどういうことなのか。

○総務課長（松尾貴光君） 町内会連合会のほうが誠に残念ながら後継者の会長さんがいないとか、いろいろなことがありまして、解散するような形になりました。これまでは町内会連合会を經由して各町内会に補助金、運営費の助成金出していたのですが、町内会連合会がなくなりましたので、それを直接今度町から真っすぐ各町内会に支払うという意味合いでございます。

○9番（工藤澄男君） 私も今なぜ聞いたかといったら連合会がなくなったので、何でこんなこと書いているのかなと思って説明したのです。ただ、町内会連合会をなくしたことによってその弊害みたいなのもまた多少出てきているのかなと思うのです。町内会によってはもうそろそろ町内会解散しなければならないよというような町内会もあるようですし、町内会合併したりとか、いろんなそういうがあるので、町内連合会というのを復活させて各町内の会長さん方と役場も入ってしっかりとした意見交換の場として連合会って必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○総務課長（松尾貴光君） 町内会連合会については、何度も続ける、続けないという議論をされてきたかと思いますが、事務局もやっていたので。後継の役員の選任というものが決まらないのであれば、一回休止するという形になったと理解しています。役場が会長を決めてどうのこうのとかとする組織でもございませぬし、町内会の会長の中の方々に再度続けたいという方もいたのかなと思いますけれども、もう一度話し合いをしていただければと思います。

町内会と役場との連絡部分については、町内会長会議、今年度についてもコロナの中開催しております。町内会連合会をもう一回復活させる、させないというのは行政がどうのこうのではなくて、

連合会というか、町内会長さんたちの中で再度話し合っただけならばと思います。

○3番（真貝政昭君） 74ページ、75ページになります。それで、委託料と工事請負費に関わりませけれども、4月早々、先日12日の本会議で総務課のほうから出されてきた中心拠点誘導複合施設の歳入内訳の中で、質問に答えていただけませんでしたけれども、ZEB化工事というのは初耳で、初お目見えで、びっくりしたのですけれども、約7億。これのどういう工事内容なのか説明が今まで一切されていませんので、このZEB化工事というのは一体何なのだと。令和3年度に工事が進められるのに伴って行われる工事なのでしょうけれども、これについての説明をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） 初めて出てくるというようなおっしゃい方ですが、ZEBレディーを目指す、ZEBをするというのは従前から言ってきております。その補助事業に該当する部分の工事を別途予算計上して工事発注しただけでございますが、工事の内容といたしましては断熱工事、高性能の窓、断熱性能のいい窓のガラス工事、熱源機器、空調機器、換気機器の導入、照明制御システムの導入、太陽光発電、蓄電池の導入、これがZEB化事業の工事内容でございます。

○3番（真貝政昭君） 言ってきたとまで言うのですけれども、財源とかの説明で1年ほど前のそちら側からの説明ではこのZEB化工事というのは入ってきていないのです。それで、中心拠点誘導複合施設の建設工事には防災棟含めて合計で約28億という数字が出ていたのですけれども、この中でZEB化工事というのが初めて出てきたのです。だから聞いたのです。それで、伺いますと躯体に伴って断熱工事、それから建具工事での断熱の高度化、それと設備の関係です。これはヒートポンプだけでなく太陽光だとか、いろいろと付随するようなのですけれども、そちら側からの説明書ではZEB化工事の財源としては約3分の2が国庫補助、3分の1が町負担、主に地方債ですけれども、この地方債についてなののですけれども、説明資料で出ていると思うのですけれども、交付税措置される対象のものなのですか。その割合分かりましたら説明資料でもいいのですけれども、説明をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） 説明資料でということでございますので、説明資料42ページお開きください。基本的に、何度も言っておりますが、財源内訳というか、財源構成というのは国庫補助金にしる起債にしる、その年、その年、地方財政計画、国への概算要求で変動します。それによって当初予算で計上された事業でやるのか、補正予算で計上された事業でやるのか、常に国の動向を見て最善の財源構成を検討してまいりました。このZEB化事業に充当する起債については、一番下段の地域活性化事業債、充当率90%、交付税率30%のもので今現状予算を組んでおります。ただし、現在国の三次の補正予算が出ておりますので、今後の動向によっては交付税措置率50%、充当率100%の補正予算も可能になるのではないのかなというふうに今考えているところでございます。

○3番（真貝政昭君） 交付税措置率が30というのはかなり低いあれで、残念な数字だと思います。可能性をおっしゃいましたけれども、不確定ということなのです。

それと、先ほどの説明があったように、ZEB化工事費は主に躯体に伴う建築工事と、それから設備に関する分野に分かれると思います。それで、北広島のヒートポンプを視察に行ったとき当初から関わってきた担当職員の話ですと、仮に、仮にといいいますか、ヒートポンプについては20年後には必ず更新の時期が来るのだと。こういう冷暖房システムでヒートポンプというのが一番高い設

備費がかかるのだと。それで、取っかかりのときにそれこそ優遇されていたから採用したけれども、20年後にどういう財源を求めるかというのに悩まざらうと。20年後でないとは分からないという説明でした。それで、十把一からげに考えて、この約7億のZEB化工事のうち断熱、建具工事も含めて断熱強化工事はどれくらい、額でもいいし、率でもいいです。それと、設備関係です。ヒートポンプ、それから太陽光と。この設備の工事額がどれくらいなのか、または率がどれくらいなのか。それから、できれば設備の中でヒートポンプの割合がどれくらいのものなのか、それについて説明をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） まず、起債の30%しか交付税のない起債しか借りれなかったのかという発言がございましたが、通常庁舎ですとか、こういうものを建てても国庫補助金入りません。丸々30%の全額起債償還、それ以外の分は一般財源で持たなければなりません。起債だけですとか、国庫補助金だとかというトータルで見れないのであれば、30%の起債だから駄目だなんていう指摘には全く当たらないと思います。

次に、ヒートポンプの更新でございますが、ヒートポンプの更新については、どのヒートポンプも地中熱を使おうと何を使おうと20年間で大体耐用年数が来るのはどの機械でも同じでございます。地中熱を使おうと空冷のヒートポンプの資材を使おうと。ただ、維持管理費を考えたときに15年後更新する設備というのはほかの設備を導入したより安価に入ると、導入経費であれば。導入したときにランニングコストと比較すれば。そういうふうになるという計算でおりますので、何を取って北広島の方がそのような発言されたかは分かりませんが、真貝委員の指摘には当たらないと考えております。

あとそれと、各設備ごとの割合、金額ということでございますが、直工では出ていますが、諸経費込みの金額では出ておりませんので、必要であればきちんと事前に資料要求でもしていただければなと思います。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 資料要求であろうと何だろうとここで聞かれたことについては答えてください。答弁拒否につながりますので。把握していないのだったら把握していないでいいです。もっと雑駁に言ってもいいです。躯体に伴う、先ほど言ったように断熱だとか建具工事、これは更新の時期がそんなに設備と違って急がれるものでありませんから、この際考慮に入れないで設備について伺っているのです。ハードな躯体工事に関係する工事額が約7億の何割くらいなのか、それから設備のほうが何割くらいなのか、それくらいは説明できると思います。具体的な内容については、議会に対してこういうふうに数字として工事費がかかるわけですから、4月に議会が終わったら発注するのですから、どういう内容のものは聞かれたら答えるようにしておかないと駄目です。

それと、先ほどの声を大きくして答弁されたのですけれども、交付税措置率30%というのが地域活性化事業債を使うことになったので、そういうことだと。過疎債に比べたら低いという意味で、過疎債が使えなかったというのは残念だったなというふうに思った次第です。感情を逆なでするような質問ではなかったように思うのですけれども。前段の質問に答えてください。

○総務課長（松尾貴光君） 設備に関する経費につきましては、おおよそ6.5%でございます、総事

業費に対する割合が。

○3番（真貝政昭君） 約7億のうちの6.5%ということですか。

○総務課長（松尾貴光君） 6億2,800万の、少し多めに予算ですが、見ていますが、その全体の金額のおおよそ6.5%です。

○3番（真貝政昭君） もう一度聞きます。この事業費の合計の6.5%なのか、それともZEB化工事の中の約7億のうちの6.5%なのか、どちらなのですか。

○総務課長（松尾貴光君） ZEB化工事として計上されている6億9,124万5,000円のおおよそ6.5%です。

○3番（真貝政昭君） 委員長の責任で先ほどこちらが要求したZEB化工事の中の明細について議会に提出するよう求めてください。

それと、次に伺います。それで、この建物は令和3年度で完成する予定なのですが、いつでしたか、平成31年2月7日に博多区で、これは政府のほうの、政府というか、開催主体が環境省の関係です。それで、ZEB第1号庁舎の開成町、それから2号庁舎と言われている古平町、報告会を行っています。資料によりますと古平町から担当職員が出席して説明をされているようなのですけれども、この複合庁舎については総務課が担当してやられてきましたので、町長と総務課長くらいは出席しているのかと思いますけれども、そうなのですか。

○総務課長（松尾貴光君） それは私が環境省のほうから講師をしてくれないかと、導入の経過について話ししていただけないかということでしたので、私が出向いて講演をしております。

○3番（真貝政昭君） それでは、総務課長が報告している中でこのように言っているのです。実際にこういう高度な建物を造って、それが本当に効果があるものかどうか、平たく言えばです、検証するためには建築後3年間の経過観察が必要だと。人間でいえば手術後の経過観察と同じようなものなのですから、その経過観察についてはどこか専門業者に委託して調べる必要があるというふうに言っているのですけれども、これはどのような費用がかかるのか、それからどういう業者がこういうのをやれるのか、目星はついているのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 講演会で述べた内容というのは安定的にZEBレディーを達成すると、50%を切る運用をするためには、安定するためには気候の変動だとかあるので、3年くらいかかるでしょうと、3年くらい見なければいけないでしょうと。その都度機械の運用についてはチューニングが必要でしょうという意味合いで発言したとたしか記憶をしております。こういった業者なのかということですが、プロポーザルのときに3年間大成建設のほうで無償でメンテナンスいたしますと、保証いたしますという約束でプロポーザル採択しておりますので、大成建設のほうで無償でやっていただけるものと考えております。

○3番（真貝政昭君） 貞村町長が就任された当初から庁舎や公民館の建設ということがスタートしまして、結果的に全国で2例目の建物というふうになったのですけれども、福岡での環境省の主催の報告会でZEB第1号庁舎をした開成町のほうではZEB化の建物を建築するためには極めて複雑な事務作業が伴うので、専門の事業者をお願いをして進めるという、そういう報告がされております。神奈川県の開成町ですけれども、この設計に至る過程がネットで見ますとかなり年数をか

けて綿密にやってくられたのですけれども、古平町の場合はスピーディーに、そういう期間など余裕がないような状況でZEB化の建物を完成させるために突き進んだわけですけれども、全てこれ総務課でやってしまったのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 全部総務課でやりましたけれども、何かいけないことでもあるのでしょうか。期間が開成町から比べて短い短いというふうに言っておりますが、北海道内で一番最初に建物として完成するZEBの庁舎は美幌町です。美幌町もZEBレディー取得しています。うちより短い期間でZEBレディーの取得をしています、設計始めてから。ですので、一概に開成町のスケジュールとうちのスケジュールと美幌のスケジュールと単純に比較するものではないと考えております。

○3番（真貝政昭君） 今美幌の名前が出ましたけれども、基本設計で落札した、違約金を払って撤退した設計業者ですけれども、美幌の庁舎に関わっていませんでしたか。

○総務課長（松尾貴光君） 関わっておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、86ページから97ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 90ページ、91ページの12節の委託料の、何回も私聞いているのですけれども、除雪サービス委託料の内容をもう一回説明してもらえますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 除雪サービス委託料の内容につきましては、要介護者または身体の障害のある方の非課税世帯で町の除雪が走った日、玄関前から公道までの1メートルの幅で家から公道に出れるための除雪サービスでございます。

○9番（工藤澄男君） その除雪なのですけれども、除雪をやる業者さんと、それから道路をかく業者さんの時間帯が合わないのか、何が合わないのか分かりませんが、玄関前の除雪が終わった後に道路の業者さんが来るので、ほとんど家の前に硬い雪を置いていくというのが結構あちこちで言われるのです。それで、高齢者だとか、今言ったみたいに体の弱いような人たちのところなので、せめて道路の除雪業者さんと玄関前を空ける業者さんと話し合いみたいなことをして、道路の除雪が終わってから玄関前を空けてやるという方法を取ったほうが良いと思うのです。せっかくきれいにかいたところに今度は逆に重い雪をざあっと置いていくと。特に今年の除雪なんかはそういう方法が物すごくありますので、ただかけばいいというようなスタイルに今年は見えていますので、そうだからなお、お年寄りの方とか体の弱い人は大変だと思うので、そういう点を一回話し合いでもして見て、せっかくやる玄関前の除雪ですので、やってもらった人が喜ぶような方法でやることを要望しておきます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 除雪サービス、今40名程度いるのですけれども、町道、道道、国道でいろいろな除雪の時間あると思うのですが、町道につきましては1時ぐらいから除雪開始しているかと思います。この除雪サービスにつきましては、朝の5時ぐらいから活動しておりますので、町道を走った後に除雪のサービスを提供していると思われまます。それで、もしそのような件があり

ましたら実際に委託しています社会福祉協議会か我々のほうに連絡いただければ個別に時間帯の調整することはできるのですけれども、実際うちのほうにそういう情報が入ってきていません。もしそういう場合は社協のほうで直接、家から出れないということであれば直接家をかきに行くこともありますので、情報いただければ個別に対応できるものはしていきたいと思っております。

○6番（高野俊和君） 初めに、87ページの報償費の有償ボランティアの輸送運營業務委託ですけれども、これ社協でやっている事業だと思いますけれども、この有償ボランティア、人数が少ないのだろーと思っておりますけれども、町内会で誰かいませんかというような連絡を何度か宅にも来ましたけれども、これボランティアの人数というのはある程度確保できたのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今のは87ページの報償費のことでしょうか。この有償ボランティアは、ヘルパー事業者なりがヘルパーの車を使って利用者を乗せるために、そこのほうの許可を得るための委員会の報償費でございます。

○6番（高野俊和君） 私今質問したやつは別に出ていましたか。何かないような気がしたのですけれども。

○保健福祉課長（和泉康子君） 91ページ、9目の委託料の一番下です。生活支援体制整備事業委託料というところがボランティアのコーディネーターを対応する部分となっております。

○6番（高野俊和君） 勘違いしました。それは人数は足りたのでしょうか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今の件につきましては、ボランティア、草刈り、除雪だとかというところでコーディネーターのほうでいろいろ対応しております、今実質部隊としては五、六名動いて必要な人数は確保されているかと思っております。

○6番（高野俊和君） 今のやつは分かりました。ちょっと関係ない部分聞いて申し訳ないです。

次に、93ページの身障者及びひとり親家庭医療費、19節の扶助費ですけれども、これひとり親家庭医療扶助費130万円、少しずつ増えてきておりますけれども、これひとり親の子供の医療費、年間1人幾らとか決まっているものなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） ひとり親家庭医療扶助費でございますが、金額そのものにつきましては令和元年度の決算、それから令和2年度の決算見込みベースで予算計上しております。内容につきましては、給付の内容かと思うのですけれども、給付については限度はありません。所得制限ですとかはありますけれども、給付のほうについては限度はありません。

○6番（高野俊和君） そしたら、これは医療費が発生した都度補助を受けることができるという性質のものなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） ひとり親の受給者証というのがありまして、その受給者証を病院に保

険証と一緒に提出します。それで医療費と同じく給付を受けられる制度となっております。

○6番（高野俊和君） これは収入なんかの縛りとかはある程度あるのですよね、受けられる縛りなんかというのはあるのですよね。

○町民課長（五十嵐満美君） 受給を受けれる縛りというと、所得制限はございます。独り親の方の所得制限があります。

○3番（真貝政昭君） 交通安全の関係でしたっけ。予算的には……総務課か。総務費だな。失礼しました。

では、幼児センターの項目でお聞きします。94ページ、95ページです。幼児センターのコロナの関係で消毒がすごく徹底してやられています。以前と比べて去年、令和2年度1年間やってみて、かなり保育士さんに負担がかかっているのではないかという懸念を持っています。それで、以前であれば公務補の方が常駐でその都度、その都度徹底してやることができるけれども、子供を世話する保育士さんの手を奪われている状況というのは朝の受付時間から最後の退所までの時間、何時間になりますか。その間に公務補がない時間というのは何時間ぐらいになるのか。その間についての、あれだけの人数を抱えている施設ですから、しょっちゅう消毒作業が必要となりますけれども、時間的に見て公務補がない時間の割合がかなり負担となっていつているはずなのです。その時間数、全体の何割くらいなのか、何時間くらいなのか分かりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 公務補さん常駐しております。ただ、中抜けしますので、1時間から、雪の状態にもよるのですけれども、2時間弱は抜ける時間がありますが、消毒は公務補さんもやっております。あと、帰り際になりますと子供少なくなりますので、2クラスを一緒にしたりして1クラス空けてという形で保育になりますので、その間空いたクラスの担当が空いている時間に消毒をするという事はありますけれども、消毒は常日頃から、コロナ前からもやっておりますけれども、まめにするように、気がついたときはやるとかというふうにしていますので、物すごい負担になっているということはないです。あと、公務補さんも、先ほど言ったように雪の状態もありますけれども、まめに1日2回は消毒、公務補さんの担当しているところはやっておりますので、そんなに負担になっているとは思っておりません。

○3番（真貝政昭君） 事務屋さんがおっしゃるあれと実際に子供を世話する保育士さんがそういう自分の仕事以外の衛生管理のほうまでしなければならぬというのが増えたということは、やはり負担増になっているはずなのです。やれるかもしれないけれども、そのやれるかもしれない時間を子供のために、または学校と同じで親との関係もありますので、余計な仕事が入ってきたということです。今伺っていますと大体預かり時間の二、三割は時間的にそういう方向に向けられる可能性があるということです。

次伺います。この幼児センターと、それから下のほうに一期倶楽部、子ども・子育て支援事業がありますけれども、前年度の、令和2年度のコロナ対策の国からの交付というか、支援の補助金、幼児センター、それから一期倶楽部、何か受けていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 幼児センターにつきましては、交付税で措置されている部分あります。あと、一期倶楽部については国と道それぞれから補助金、ここに書いてあります助成金に対し

て3分の1ずつ補助が受けれております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、一期倶楽部については国、道、町で3分の1ずつと今年度も予定されているということですね。

それと、幼児センターの交付税の中にとということなのですかけれども、どれほどのものなのですか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○町民課長（五十嵐満美君） すみません。聞き間違えました。コロナの関係ですと国の補正にのりまして補助金、助成金出ております。一期倶楽部にも幼児センターにも、それから子育て支援センターのほうにも補助が出ております。

○3番（真貝政昭君） どの程度のものなのですか。それと、どういう内容のものなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 予算にあまり関係ない、補正のときにも説明したかと思うのですが、幼児センターは50万円を2回、それから支援センターと一期倶楽部、放課後児童クラブについては50万円を1回ずつ受けておまして、中身については衛生用品、マスクですとか消毒、それから感染症拡大防止のための備品ですとか、空気清浄機とかを購入しております。

○3番（真貝政昭君） 先ほど説明があった一期倶楽部の国、道、町の3分の1ずつというのはコロナとは関係ないということなのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 申し訳ありません。予算にのってある助成金についての説明でしたので、コロナに関しては丸々国から先ほど言った金額補助されております。

○3番（真貝政昭君） 令和3年度も同じような状況が続くのですけれども、令和2年度でそういう形で出ているのであれば町のほうの会計を通してトンネルで支出されるということになるのでしょうか。そういう形で受け止めてよろしいのかということと、それからそういう方針というのは国のほうからは令和3年度では示されていないのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和3年度につきまして、コロナの関係でこういった補助があるのかというようなところは今のところ未定です。ただ、放課後児童クラブにつきましては、先ほど言った3分の1ずつの補助の中のメニューにコロナ関係、感染症対策部分として項目が1項目加えられておりますので、これは継続して3年度以降も、交付金になりますけれども、メニューの中に載る予定でございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、98ページから103ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 保健事業費ですので、98ページと99ページです。それで、委託料の中で新

生児聴覚検査委託料が計上されております。これは初めてですか。

- 保健福祉課長（和泉康子君） 令和2年度からでございます。
- 3番（真貝政昭君） 財源はどういうふうになっていますか。
- 委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時55分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（松尾貴光君） この聴覚検査につきましては、真貝委員一般質問で再三やられていた部分の聴覚検査だと思います。今詳細の資料を持ち合わせておりませんが、令和2年度から実施するというので、令和2年度は既存の予算を活用して実施したところですが、ただ、今資料を持ってきていませんが、たしか道費、国費ではなかったと思いますが、財源があったかと思っておりますので、後ほど担当のほうから連絡させたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 対象人数は何人を予定していますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 12名を予定しております。

○3番（真貝政昭君） だとすれば、1人について5,000円という計算になりますけれども、道のホームページでこの件について調べたら、令和2年度以前のことなのかも分かりませんが、自己負担が3,000円という説明が載っているのです。これは道が支出する分で、そのほかに自己負担があるというような捉え方なのではないでしょうか。町長答弁で道のほうで義務化する旨の答弁があったように思うのですけれども、道のほうで一部支出ということになると個人負担はそのまま残るのかなというふうにも思うのですけれども、個人負担があるのか、ないのかを確認するための質問です。

○保健福祉課長（和泉康子君） そもそもこの検査は保険適用外の検査ですので、それで今小樽のレディースクリニック等々調べますと2,000円とか5,000円以内ということで、全額補助するというので古平町のほうでは5,000円を上限にということで予算を計上しております。

○3番（真貝政昭君） 自己負担はないということですね。分かりました。

それと、今12名を予定して計上しているのですけれども、結局令和2年度の新生児の数は確定したのですか。何名なのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和2年度の出産予定と出産実績としては2名となっております。

○3番（真貝政昭君） 課長、子供の医療費の助成は何ページでしたっけ。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○6番（高野俊和君） 101ページの環境衛生費の委託料で昨年蜂の駆除の依頼が町内に何件か来ましたが、基本的には個人の家の駆除は個人でやりなさいということだったと思いますので、年寄りのところは何件か行きましたけれども、個人でやりなさいということでありましたけれども、古平町で業者を委託しているとか、そういうところはあるのでしょうか。町のほうから委託業者をお願いするというようなことはできるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 町の施設ですとかをやってもらう業者さんはございます。町内に1件、成田古物商さんでやっております。個人の家については、先ほど高野委員おっしゃったとおり、各個人でやっていただいておりますけれども、電話なりで業者さん教えていただけませんかという問合せがあった場合は先ほどの業者さんを紹介しております。

○6番（高野俊和君） 分かりました。ということは、そういう個人でやる場所に関しては古平だと成田さん1件だけですか。そこに直接電話かけてもできるということですね。町を通さなくてもできるということですね。分かりました。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先ほど真貝委員のほうからご質問のありました99ページの新生児聴覚検査委託料の財源ですが、こちらのほうは全て一般財源となっております。

○委員長（岩間修身君） それでは次に、5款農林水産業費、104ページから109ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 105ページのヒグマ捕獲奨励金ですけれども、昨年古平町で熊によると思われる被害が出ましたけれども、今年度は古平町の熊の捕獲のための事業など、どの程度行う予定なのでしょうか。分かる範囲でいいですけれども、説明いただければと思います。

○産業課長（細川正善君） 熊対策に対してどのような事業を行うのかということでお答えいたします。

基本的には北海道でつくっておりますヒグマ管理計画というものがあります。それに基づいて古平町で適正に対応することになりますが、具体的に何するかといいますと、ヒグマの目撃情報があったら看板立てて注意喚起をする、目撃情報があったら防災無線で流して住民に周知する、さらにその予算書の105ページの真ん中辺の13節の使用料及び賃借料というところにセンサーカメラ使用料とあるのですけれども、センサーカメラ現在3台あります。さらに3台購入いたしまして、昨年熊が捕獲されたような場所にセンサーカメラを設置して熊の動向をつかみ、それで危険がありそうでしたら住民に周知するなどというような対策を考えております。

○6番（高野俊和君） 昨年度後志の島牧で大変大がかりな熊の騒動がありまして、大がかりにやっておりますけれども、古平町は昨年の事故に関係して、本年度はそのための捜索みたいなことをする予定というのはあるのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 捜索ということですので、捜索は町としては町の範疇だというふうに認識しておりませんので、特に考えてはおりません。

○10番（堀 清君） 同一的な質問なのですが、ページ数が105ページ、猟友会に対する町側との関係なのですが、現在猟友会の構成メンバーも高齢化になりまして、結構人数的にも足りない状態になっているのですが、そういう中でカラスからトドだとか、熊だとか、様々な形の中で町側から経費等々の出費が出されているのですが、現状で最終的に大規模な、例えば捜索するというような形が想定されるときには他町村からの猟友会の方も動員しながら、それはあくまでも去年の実績等々から言っているのですが、そういうことというのはこれからは本当に件数的にも多発する可能性というのは大だと思しますので、猟友会に対する金銭的なカバーも手厚い形でできないものかなと思うのですが、そこら辺町側としてどうなのか答弁願います。

○産業課長（細川正善君） 猟友会出動しますと、今は1回8,000円です。ただし、2時間以内で終わった場合は半額ということで4,000円になります。それが金銭的にどうなのかということなのですが、まず政策的な判断が伴いますので、この場で上げるだとかいうことは即答はできません。ただ、猟友会とは連携を密にしながら、話し合いもしながら、いろいろと猟友会の意見も聞いたりしているのですが、今現時点で足りないだとかいうことは直接的には私たちは聞いておりませんので、折を見て研究材料にしたいなというふうには思っております。

○3番（真貝政昭君） 国営草地……

（「ページ数」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） 農業費全般に関わるあれなのですが、国営草地に風車出ますでしょう。一番関心事は人への影響ということなのだけれども、そういうことに関する対応する課としては産業振興課でよろしいのですか。

○産業課長（細川正善君） 再生可能エネルギーの担当ということになりますと産業課ということになります。個々具体的な、今言った人への被害の対応になって産業課なのかとかというふうになるのはケース・バイ・ケースになろうかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 今年度、令和3年度に完成して稼働は令和4年度になるのか、その確認と、それから人体への影響について国のほうの直轄で進められている事業らしいのですが、その点検といいますか、検証は国のほうで責任を持ってやられるということなののでしょうか。古平町は何らかの形で関わるということになるのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 2点質問があったかと思われしますので、もし足りなければまた質問していただきたいのですが、まず1点目の今年度完成して来年度稼働かという質問につきましては、そのように聞いております、事業者のほうから。

2点目の人体被害が出たときにどのように国のほうで検証するのかというところなのですが、

も、現在古平町でやっております風力発電は、環境アセスメント必要のない事業なので、自主アセスメントといまして自分たちで自主的に国の基準に合っているかどうかという事前点検をしております。その内容につきましては、昨年でしたか、一昨年でしたか、議員協議会の場でご説明して、取りあえず基準はクリアしているよということでご説明したと思います。

それと、古平町との関わりなのですけれども、町では条例をつくりまして事業の内容などを立入検査する権限があるというふうに条例はつくっておりますので、問題が出たときには何らかの形で関わられるような形にはなっております。

○3番（真貝政昭君） 設置した事業者のデータというのは多分に自分に都合のいいようにされる可能性があるのですけれども、そこら辺の正しいかどうかという担保はないのでしょうか。何によって担保されるのか、担保するものがないのか、あくまでも自主的なデータ測定で終わるのか、その点について答えられますか。

○産業課長（細川正善君） 疑い出せば切りはないのですけれども、基準値だとか、データだとかというのは計算式も示されて私たちに提出されておりますので、それが正しいかどうかというのを、担保されているかどうかというのは、提出はされて、それが正しいかどうかを判断するというのは難しいかなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 107ページの18節負担金、補助及び交付金の中から3点ほどお聞きします。

まず、ウニとヒラメの稚魚放流事業なのですけれども、これは前年に比べて漁獲というのはどの程度なのか。いい方向に向かっているのか、それともあまり芳しくないのか、その辺の内容を教えてください。

○産業課長（細川正善君） 令和2年度の漁獲高で、それを令和元年度、令和1年度と比較したら、ウニとヒラメなのですけれども、ウニは大体対前年の72%程度です。ヒラメにつきましては8割減です。対前年の29%です。

○9番（工藤澄男君） ウニが72%でヒラメが29%、これは海の温暖化だとか、そういうのにもいろいろ関係している関係でそうなのでしょうけれども、この事業はこれからまだまだ続けていただきたいと思っております。これはこれで分かりました。

そのすぐ下に浅海資源保護事業補助金というのは、これはパトロールのお金と考えてよろしいのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） そのとおりです。密漁対策のパトロールのための補助金です。

○9番（工藤澄男君） 実際にパトロールして例えば逮捕につながったとか、そういう人を見つけたとかというのはどの程度あるものなのですか。

○産業課長（細川正善君） この補助金の目的が怪しい人を見つけたら海保なりに通報するというのが目的であります。令和2年はまだ実績が上がってきていないので、出ていないのですけれども、令和1年が4件、平成30年が1件、平成29年が5件となっております。

○9番（工藤澄男君） 先日道南のほうでしたっけ、暴力団組織が大量に入ってきてナマコ密漁で逮捕されたとかという話もありますし、古平町ばかりでなく積丹沿岸も意外とそういう人たちも入ってきている可能性があるので、パトロールする人には十分気をつけてやってほしいなと思います。

これからもこの事業長く続けてください。終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款商工費、110ページから113ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 111ページのパークゴルフ場についてお聞きいたします。

指定管理料が352万円ほど出ております。昨年より若干上がっているというのは多分旅行村と2つでセットだったのが今回単独になった分で、若干指定管理が大変だろうということで上がったのだらうと思いますけれども、この352万の中には光熱費、要するに水代ですけれども、それも含まれているのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 今回から、令和3年から含まれております。

○6番（高野俊和君） 昨年度はコロナの影響なんかもありまして最初に始まる日が少し遅れたというのがありますし、当初は町内だけの大会などをメインでやったようですけれども、今年度は状況として例年のとおりに戻すという予定なのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 高野委員おっしゃるとおり、昨年はコロナの影響で5月いっぱい町民限定だったのですけれども、今年は現時点では通常どおりの運営というふうに考えております。

○6番（高野俊和君） ここは前の指定管理者と同じだと思いますけれども、前回まではたしか3年契約だったと思うのですけれども、今回1年の契約になっているというのは単独で受けて採算の面とか、そのようなことを考えて1年契約にした、こちらのほうからしたのですか、それとも相手側が1年契約ということで決めたのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） これまでパークゴルフ場は旅行村とセットで3年というふうにしていましたので、旅行村、令和3年休止ということをお伝えしていると思うのですけれども、その関係上取りあえず1年ということをこちらから提案いたしました。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款土木費、114ページから117ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 115ページの委託料、除排雪の部分で、これは聞きたいというか、確かめたい部分があるのですけれども、前町長の自宅から小学校までの道路があると思うのですけれども、あれは冬期間空けないのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 冬期間は空けておりません。

○9番（工藤澄男君） 実は本陣の方向名かから、これ災害の問題になるのですけれども、災害が起きたときに逃げるといったらあの辺では小学校しかない。それが冬閉まっているということは我々に死ねということかということまで私言われたのですけれども、それで今回空いているか、空けられるか確かめたのです。だから、年に何回か空けるとか、そういうことも検討できませんか。

○建設水道課長（高野龍治君） 現段階では空ける、空けないというのは今答弁控えさせていただきます。

きたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 次、公園の事業費、12節、117ページ、各公園の清掃業務等委託料というのがあるのですけれども、これは業者さんは決まっているのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 業者は決まっておりません。毎年4月に入札行っております。入札で業者を決めております。

○9番（工藤澄男君） そうすると、昨年業者を指名して草刈りなどをやらせていたのですけれども、それで途中から不都合があつて地元業者にということがあつたので、今年公園の清掃なり草刈りとか、そういうものをきちっと業者に決めていたのかなというのを考えたのです。

○建設水道課長（高野龍治君） 昨年度は委託料、当初予算で80万で今年度は180万ということで、昨年度は公園の草刈りは包括業務委託のほうで実施ということでしたけれども、今年度からは100万増えましたので、草刈りの分も建設水道課の発注で入札を実施して業者を決めていくという形になっていくと思われま。

○9番（工藤澄男君） それから、公園の関係なのですけれども、公園の周りの柵あります。あれ毎年1か所に固めて置いていたと思うのですけれども、前は全部テントをかけて養生していたように思ったのですけれども、たしか私の見間違いでなければ何もかけないで、そのまま野ざらしにただ置いて、野ざらしと言ったらあれですけれども、ただ置いていたように思うのですよ、今年は。その辺はどうでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 秋口に撤去するわけですけれども、撤去した後に各公園に並べてテントかけるときもあったかもしれませんが、今年度に関しましてはそこまできなかつた、余裕がなかつたということで、そもそも柵を陳列するに当たってテントかけるという、そこまでの費用見ていないわけなのです。なので、そこまではうちのほうで指示しておりませんが、業者のほうでやれるときはやっているという状態だという認識でございます。

○9番（工藤澄男君） 私の経験上、私とその業務に携わっていたときは全公園の柵に全部テントをかけて周りをロープでがっちり結んでおいて、野ざらしにしたということは一回もございませんけれども。

○建設水道課長（高野龍治君） 当時はそういった形でやっていたのだと思いますが、今年度に関しましては先ほど言ったとおり、こちらのほうでそこまでの費用見ておりませんので、業者のサービスの中でそのときはやっていたかと思われま。

○9番（工藤澄男君） やっぱりきちっと養生しなかつたら結局それからさびが出て、結局1年もつものが半年しかもたないとか、そういう可能性もありますので、そういうものはなるべくきちっとしておいたほうが町でもお金かからないようになると思うので、その辺を考えておいてください。終わります。

○3番（真貝政昭君） 115ページです。下のほうの段になりますけれども、橋梁のほうです。橋りょう長寿命化実施設計委託料が約500万近くと、工事請負費が約2,000万と。工事費に比べて設計料が約25%となっていますけれども、橋梁というのは工事額に対して何%とかいろいろあると思うのですけれども、結構高いものだなと思って眺めていました。この際お聞きしますけれども、橋梁

と建築構築物、道路を除いて建築物と橋梁の関係だけでいいのですけれども、多分工事費によって積算の基準があると思います。概略でいいのですけれども、説明できましたら設計料というのはどれくらいの比率になるのか説明してください。

○建設水道課長（高野龍治君） 工事費に対する設計料は幾らかという質問なのですが、具体的に橋でいえば1橋当たり様々調査から始まって人工数を拾っていくわけなのですけれども、最終的には北海道の歩掛かりという積算するための冊子から拾っていくので、一概に工事が5,000万だから1割の500万で済むとか、そういった答弁は今できませんので、回答は差し控えたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 地面の上の上屋、建築物については大体額によって5%、8%、1割だとかとあると思うのですけれども、かつてはそういう感覚で見えていました。最近は歩掛かりでしか答えられないような状況なのですか、今の説明を聞くと。

○建設水道課長（高野龍治君） 北海道の歩掛かりで費用を拾っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

ないようですので、次に8款消防費、118ページから119ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 小学校、中学校の準要保護なのですが、コロナ……

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） すみません。

○委員長（岩間修身君） 消防費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款教育費、120ページから133ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 先ほど発言しました小中学校の準要保護、就学援助の関係です。令和2年度は、本格的にコロナの関係でお子さんを学校に預けている家庭の経済的な変化があった年です。それで、令和元年度以前から比べて令和2年度、そういうコロナの影響で対象者がどのように変化したのか。それと、令和3年度においてこのように予算化されていますけれども、そういう実績に基づいて大体予算編成されたと思うのですけれども、そこら辺の説明をお願いします。

○教育次長（本間克昭君） 準要保護の関係なのですけれども、過去からのまず経緯ということなのですけれども、小学校なのですけれども、R元年度で率として35%、令和2年度当初予算で37%、それから3年度の予算で若干余裕を見ているのですけれども、41%を見込んでおります。それと、中学校なのですけれども……

（何事か言う者あり）

○教育次長（本間克昭君） コロナの影響とは全く関係ありません。あくまでも前年度の所得に応じて見積もっていますので、コロナとは全く関係ない状況です。

R3年度の見積りなのですけれども、小学校なのですけれども、今の予定では92人生徒数見込んでおります。それで、対象者数、前年同様の38名で見込みまして、率として41%を見込んでおります。それと、中学校なのですけれども、全校の生徒数が49名を見込んでおります。それに対しまし

て対象の生徒数を21人見込んでおります。率として42%を見込んでおります。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。その後の制度の充実という点では新任者の方のお考えもありますので、後日伺うようにしたいと思います。

それと、これには表れませんけれども、小学生1年から6年まで、それから中学生1年から3年までの学校で集める教材費等の費用額というのは、ここでの説明は求めませんが、そちらのほうでは把握していますか。

○教育次長（本間克昭君） 今時点では把握しておりません。

○3番（真貝政昭君） 126ページの学校給食運営費です。これに対応する歳入、学校給食費、親の負担のほうですけれども、これはこの予算書の中に載っていますか。

○教育次長（本間克昭君） 学校給食費、歳入の部分につきましては予算書65ページの一番下です。1,067万1,000円ということで記載されております。

○3番（真貝政昭君） 歳入に学校給食費収入というふうに載ったのは最近だと思えるのですが、何年からでしたっけ。

○教育次長（本間克昭君） 公会計として見ているのは昨年度からです。

○6番（高野俊和君） 教育振興費の中で127ページの18節負担金、補助及び交付金なのですが、ここにずらっと今年度の中体連の参加の負担金が載っておりますけれども、昨年はほとんどの大会やそのようなものは中止になったと思えますけれども、今年度におきまして、現段階で分かる範囲でいいのですけれども、大会の開催などを検討されているというような競技、また決まっているような競技がありましたら報告していただきたいと思えますけれども、なければいいです。

○教育次長（本間克昭君） 今時点では、中体連なのですが、中止、開催、どちらもはっきりはしておりません。

○6番（高野俊和君） 個々の競技でそのようなことを検討されているということも全くないのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 個々の競技というよりも後志中体連として実施するかどうかなので、今時点ではそちらのほうからの連絡は一切入っておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款災害復旧費、134ページから135ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） それでは、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時03分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11款公債費、136ページから137ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に12款諸支出金、138ページから139ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に13款職員給与費、140ページから141ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に14款予備費、142ページから143ページの質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、事項別明細書、歳入の質疑を行います。

予算書18ページ、1款町税から31ページ、3款利子割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に32ページ、4款配当割交付金から37ページ、6款法人事業税交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページ、7款地方消費税交付金から43ページ、9款地方特例交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に44ページ、10款地方交付税から49ページ、12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に50ページ、13款国庫支出金から55ページ、14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 53ページの下から2段目の乳幼児等医療費補助金で約200万が出ています。それで、これに対応する制度的な町の負担額なのですけれども、それは同額になりますか。説明できますか。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○総務課長（松尾貴光君） 財源の話ですので、うちのほうから答えさせていただければと思います。

説明資料63ページを御覧ください。3款2項5目、3.2.5、子ども医療費助成事業ということで本町の場合高校3年生の者まで拡大をして医療費助成を行っています。これに1,083万2,000円かかっています。道支出金が207万3,000円、そのほかについては町債、過疎のソフト分、これを充当してこの事業を行っています。

○3番（真貝政昭君） 財源のことを聞いているのではなくて負担のことを聞いているのです。財源ではないのです。それで、今説明があった63ページの、説明資料の、全体が1,083万2,000円、これ歳出のほうで出ています。それで、道の支出金が200万と出ていますので、通院、入院含めて道の助成対象というのはありまして、必ず町負担がありますよね、これに伴って。その以外について町単独でやっていますので、そのことを聞いているのです。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） そちらのほうでの話合いで全額丸々町単独の事業だということなのですが、以前は対象年齢について道負担、町負担というのがそれぞれ割合があって、今のそちらのほうのやり取りを聞いていますと全額町単独の持ち出しだという説明だったのですが、それに切り替わった時期が分からないものですから、答弁は要らないですけれども、後日確認をしたいと思います。制度的に変わったのであればいつから変わったのかというのを確認したいものですから、それで聞いた次第です。

それと、併せてお聞きしますけれども、子ども医療費の件ですけれども、実績として海のまちクリニックでどれほど対象件数があったのかということで、令和元年度ですか、今のような医療体制になったのは令和元年度からだったと思いますけれども、令和元年度が実績として子ども医療費の助成の対象になった件数は11件くらいだったかと思うのですけれども、令和2年度は大体見込みとしてどれくらいになっているか、そこら辺を伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 古平町の子ども医療費の対象が18までということで、資料要求のほうで小児科ということでしたけれども、18歳未満の件数を拾いました。それで、令和元年度は32名が通常の診察、令和2年度につきましては今のところ21名の方が海のまちクリニックを受診しておりますけれども、町外、町内分けていませんので。数的には町内の方が多かったです。

○3番（真貝政昭君） 今の件数は町内外含めてということなのですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） 海のまちクリニックの患者としての数です。

○3番（真貝政昭君） 再度確認しますけれども、助成の対象全てがこの件数ではないということ

ですね、そうしたら。町外も含めた件数であるとすれば。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今言いました21名の中に町外が何名入っているか数字は押さえていないです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に56ページ、15款財産収入から61ページ、17款繰入金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に62ページ、18款繰越金から67ページ、歳入の終わりまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ここで予算総則、3ページから8ページまでと給与費明細書、145ページから地方債現在高調書、167ページを含め、一般会計予算全体を通して歳入歳出一括で、1人2件まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 総務費なのですけれども、恵尚会との訴訟なのですけれども、継続していますよね。弁護士費用はどこのページになりますでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 73ページ、法律相談業務委託料になります。

○3番（真貝政昭君） 行政報告で12日の日に恵尚会から訴状が届いているというふうに言っています。その訴状というのはコピーは議会に提出することはできますか。

○総務課長（松尾貴光君） 係争中でございますので、そこまで出すようなものではございませんので、出せません。

○3番（真貝政昭君） だけれども、訴状というのは出してもいいはずですよ。どういう内容のものか知ることが必要ですし、どうなのでしょう。中身について、どういう内容かも言えないのですか。

○総務課長（松尾貴光君） まだ本格的な審理が始まったわけでもございませんし、ただ公判前の整理手続中でございますので、今出せるものといったら本当に行政報告でやった話をした程度のことしか言えません。

○3番（真貝政昭君） では、確認しますけれども、行政報告では指定管理の期間が5年間だったのが3年間で打ち切られたので、残りの件についての損害賠償みたいな、そういう内容に受け取れたのですけれども、そのような内容なのでしょう。

○総務課長（松尾貴光君） 行政報告に書いたところまで以上はコメントというか、答弁することはできません。

○3番（真貝政昭君） では、行政報告は活字になって議会に提出されていけませんので、行政報告、たしか町長は読まれたと思いますので、それを議会に提出を委員長の責任でお願いしたいと思いません。

それを結局次期政権が引き継いでいくということなのです。だから、議会側としては損害賠償の中身だと思しますので、金銭的な面が必ず出てくるあれなので、これをきちんと貞村町長に後始末

をしていただいで終えられるよう求めたいと思います。

それで、訴状が届いたその期日、それくらいは報告できるのではないのでしょうか。どうですか。

○総務課長（松尾貴光君） 地方自治法上、訴えられたら和解をするなら和解、損害賠償請求を受けた場合についても損害賠償に対する応じるか、応じないかの議決をいただくと。きちんと議会の議決権の範囲というものが、今自治法を持ってきていませんので、細かく説明はできませんが、ありますので、その範囲において適切に事務処理をさせていただければなと思います。

向こうの訴状、訴えの提起の日付については、今手元に訴状を持ってきておりませんので、何とも答弁することはできません。

○3番（真貝政昭君） 訴状の中身はともかくとして、いつの期日でそれが裁判所に出されたかくらいは報告義務があると思いますので、それをきちんとしていただきたいなと思います。

それで、裁判というのはこの古平町では初めてのケースですから、裁判というものをどういうふうに議会が対応したらいいのかということもありますので、それは町側と議会の信頼関係に基づいて、このように推移するというプロセスを示すべきだと思います。

それと、こちら側の恵尚会に対する訴状というのは仙台地方裁判所で係争中という説明が今までされてきていましたけれども、同じ地裁において係争続けられるということなののでしょうか、それとも北海道の札幌または小樽の、札幌ですか、で争われる案件なのか、どうなのですか。

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時26分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 行政報告で述べられた以上は、しゃべれないというのが正当だとすれば、行政報告で述べられた活字を議会に提出することは拒まないということでしょう。それはできるということでしょう。説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） 行政報告もペーパーで出さなければならないという、何かそういう取決めでもありましたか。あるのであれば出そうかと思いますが、ないのであれば出しません。

○3番（真貝政昭君） かなり大事なことをおっしゃっている行政報告でしたし、事前に活字にされてお読みになっている向きもありましたので、出せないはずはないです。町長の行政報告ですから、行政報告というのは今まで活字にして出されてきています。だから、そういう慣習からすれば議会に出されて当然でないのでしょうか。いずれ議事録で明らかになるのですけれども、議会の議事録は6月定例直前くらいまでしか見ることはできませんので、もう任期が過ぎていらっしゃるでしょうから、任期中に、しかも今議会で述べられたことなので、活字の行政報告を提出されても何ら不思議ではないと思うのですけれども、嫌なののでしょうか。

○町長（貞村英之君） 予算特別委員会と全然ほど遠い議論しているようでございますが、行政報告云々、初め私述べたように、執行方針できないので、何もするつもりはなかったのですが、最後

の議会でもあるということで4年間の行政報告をさせていただいたところでございます。それも主なものだけということです。活字というよりも、いつものようにきれいに打って、そういうものではなくて、殴り書きのところもございまして、それをまた打って出せなんていうことは私はやる気もございませんので、できるのであればテープ起こしで対応していただければと思います。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 125ページの災害復旧費で説明書を見ながら質問したいと思います。

公共土木施設災害復旧工事請負費として590万上がっておりますが、この中に、シミズ川というのは、キヨミズ川というのは、これ今まで出てきたことがないような気がするのです。それがまずある。これどこの場所なのか分からないのです。

○建設水道課長（高野龍治君） 説明資料54ページ、公共土木施設災害復旧事業580万円のうち、このペーパーの2番目の事業内容、ポチの4つ目、普通河川清水川なのですけれども、清水川は小学校の坂ありまして、その間流れている川があつて……

（「お寺から来ているやつ」と呼ぶ者あり）

○建設水道課長（高野龍治君） そうです。そこを通過して、そのみやさんの裏通って、清住団地の手前流れている細い川です。そこが昨年11月29日の大雨で土砂堆積しましたので、それを取るという事業でございます。

○9番（工藤澄男君） あそこが土砂で埋まるということは今までなかったですよ、たしか。

次に、町道浄水場から観音滝線ののり面復旧なのですけれども、これ僅か6メートルとなっておりますけれども、場所的には大体口で言って分かりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 事業内容の一番下のポチです。町道浄水場から観音滝線というところののり面復旧工事、Lイコール6メートル、これにつきましては浄水の取水に行く道路です。砂利の道路です。泥ノ木川沿いに町道走っておりまして、最終的には浄水の取水口につながる道路です。取水口の手前に水管渠あるかと思いますが、それから大分手前のところの泥ノ木川のほうののり面が崩壊しました。その部分の復旧です。

○9番（工藤澄男君） そしたら、取水口から沈砂池の間だ。まだ手前。古平側。向こうでしょう。

○建設水道課長（高野龍治君） 言葉で説明するのは非常に、目的物はその辺にほとんどないものですから、目的物。例えば目印になるような構造物がないものですから、言葉で何と言って説明していいか分かりませんが、一番奥に取水口あります。その手前に沈殿池あります。そして、その下に水管渠あります。さらにその下です。ずっとまだ下側のほうの道路です。道路の一部ののり面が崩壊したということで、それそのまま放置しておりますと道路なくなってしまうので、その部分ののり面の復旧です。

○9番（工藤澄男君） ここの道路の場合は、入ってすぐというか、間もなく常に石が崩れている場所も前にありましたし、それから奥へ入って行って今言った沈砂池だとか、ああいうところへ行くようになれば、また崖の面があつたりして土砂災害というか、のり面崩れるような場所がまだまだあるような気がするのです。今直す6メートルというのは高さにしてどのぐらいなのか。

○建設水道課長（高野龍治君） のり面が実質崩壊したのは高さ的に二、三メートルぐらいだった

と思います。

○9番（工藤澄男君）　　そういうのり面だったの。何かのり面復旧といたらかなり大げさに考えてしまったのですけれども、そしたら逆に沈砂池から取水口に行く通りだとか、かえってああいう道路の周りの山のほうが厳しいところ結構これから出てくるのではないかと思うので、しっかり管理してください。終わります。

○委員長（岩間修身君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君）　ないようですので、これで令和3年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

◎延会の議決

○委員長（岩間修身君）　ただいま一般会計予算の審査が終わりました。

質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決しました。

◎延会の宣告

○委員長（岩間修身君）　本日はこれで延会いたします。

なお、あす16日の委員会は午前10時から開会いたします。

延会　午後　3時37分